

# 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、境界標測量設置委託に適用する。また本委託は、公共測量作業規程及び、宇治市測量業務共通仕様書に基づき行うものとする。

(作業地区)

第2条 この契約における作業地区は宇治市全域とする。

(貸与または支給する物品及び資料等)

第3条 宇治市が下記の物品及び資料を、受注者に貸与又は支給する。

(1) 境界標 (アルミプレート (5 c m角アンカー付 [標準]、3 c m角アンカー付)

(2) 座標等復元データ

※上記 (1) については、打合せ簿・指示書にて指示した際に支給する。

※上記 (2) については、打合せ簿・指示書にて指示した際に貸与する。

(境界標の設置方法)

第4条 設置する境界標は、別紙の参考図のように設置するものとする。

(納入する測量成果品等)

第5条 設置納入する測量成果品は、業務完了報告書に精度管理表および写真（施工前、施工中、完了）を添えて提出し、成果品の納入については、監督職員の指示に従うものとする。

○ 成果品の形式及び部数については以下の通りとする。

A4チューブファイル 1部

○ 成果品の項目については以下の通りとする。

位置図、業務概要書、業務計画書、使用機器検定書、境界標設置写真、境界点精度管理表、境界点間測量

※ 業務計画書及び使用機器検定書については着手前に提出すること。

(測量成果品の検定)

第6条 検定は、測量成果品に従って監督職員により現地で検定を行い、疑義が生じた場合は、再設置を命ずる。

尚、現地で検定を行う時期、場所については、別途打合せ簿にて指示又は協議を行う。

(監督職員の立会い)

第7条 必要な場合は監督職員の指示の上、立会いを実施する。

尚、立会いを行う時期、場所については、別途打合せ簿にて指示又は協議を行う。

(個人情報の取り扱い)

(秘密等の保持)

第8条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取り扱い)

- 2 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより個人の権利利益を侵すことのないようにしなければならない。

(再委託の禁止)

- 3 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

(目的以外の使用及び外部提供の禁止)

- 4 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(個人情報の管理)

- 6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を漏えい、き損及び滅失することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

(返還義務)

- 7 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から貸与された座標等復元データ・個人情報（第8条第5項の承諾を得て複製又は複写されたものを含む。）を委託業務完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。

(事故報告義務)

- 8 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報の内容を漏えい、き損及び滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(その他)

- 第9条 受注者は、業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに監督職員に報告し、その処置について指示を受けるものとする。  
又作業は、通行の妨げにならないよう十分な配慮を行い、第三者に損害を与えた場合等の事故については、受注者が責任を持って処理すること。
- 2 受注者は作業を実施するにあたり、発注者が発行する証明書を携帯し、関係地権者に境界標設置作業を行う旨の連絡を行い、作業着手すること。
  - 3 作業の内容については、打合せ簿・指示書に基づいて行うこと。
  - 4 現場作業着手に当たっては、関係地権者に境界標設置作業を行う旨の連絡をし、作業に入ること。
  - 5 境界標の設置が困難等、指示書の内容通り設置が不可能な場合は、監督職員と協議すること。
  - 6 作業完了後は、背景を取り入れた遠景写真ならびに境界標を写した近接写真を含め管理表等一連の資料を、業務完了報告書に添えて提出すること。
  - 7 境界標設置作業を進める中で、都度宇治市担当職員と協議し指示に従うこと。